

提出書類作成時の注意点等 ～社会福祉協議会～

I 学童保育所の開設日と時間について

- (1) 平日：放課後（午後1時）～午後6時30分
 - (2) 土曜日及び長期休業期間中：午前7時30分～午後6時30分
- ※ 日曜日、祝日、年末年始等は休所となります。



II 提出書類について

	提出書類	備 考	チエック欄
1	学童保育所入所申請書 兼児童台帳	記入例を参考に、入所希望児童1名につき1枚作成する。	
2	児童家庭調査票	<ul style="list-style-type: none"> ・入所希望児童1名につき1枚作成。 ・児童の状況について、できるだけ詳しく記入すること。 	
3	令和5年分給与所得の源泉徴収票の写し（コピー） または確定申告書控えの写し（コピー）	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料を決定するために必要となります。 ・入所希望児童の両親の分を1部提出してください。 ・単身赴任等で保護者と児童が別居している場合でも、<u>児童と生計を共にしている場合は、別居している保護者の源泉徴収票についても提出してください。</u>（離婚による別居の場合は必要ありません。） ・<u>確定申告を行う予定の方は、確定申告後、速やかに確定申告書控えの写し（コピー）を提出してください。</u> ・源泉徴収票の税額が0円の方や、令和5年度中に退職した方は、令和5年度市民税所得・課税証明書を提出していただく場合があります。 	
	保育できないことの証明	次の書類のうち、保護者や同居の家族（65歳未満）が該当するものを提出してください。なお、兄弟など同一世帯で2名以上入所を希望する場合は、保育できないことの証明書は1組で構いません。	
4	① 就労の場合 …就労証明書 (勤務先で証明するもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、月64時間以上就労している方が該当となります。 ・自営業（農業・個人商店等）の場合は代表者が証明してください。 ※<u>65歳以上の方でも、就労している方は全員の就労証明書を提出してください。</u> 	
	② その他の理由	子育て支援課までご相談ください（Tel.0243-55-5094）	

III 保育料

- ・所得税課税世帯は月3,000円となります。その他詳しくは裏面をご覧ください。
- ・学童保育所の利用が月に1日も無くても、在籍していれば月額保育料はかかります。
- ・おやつ代（保護者会等で別に協議し決定）や保険料（年800円）は別途負担いただきます。

IV 注意

- ・利用希望者が多い場合、低学年優先の入所とし高学年は入所保留となることがあります。
- ・保護者の方が休職中の場合は入所できません。就職先が決定または内定してから申請くださいますようお願いいたします。
- ・保護者の方が育児休業中の場合も入所できません。育児休業終了前に申請くださいますようお願いいたします。

【保育料について】

階層	保護者の属する世帯区分	月額保育料	
		児童1人当たりの額	同一世帯で2人以上入所の第2子以降の額
第1階層	第2,3階層に該当しない世帯で、生活保護法の規定による被保護世帯及び前年度の市民税非課税世帯	0円	0円
第2階層	第3階層に該当しない世帯で、前年度の市民税課税世帯	1,500円	750円
第3階層	前年分の所得税課税世帯	3,000円	1,500円

※備考 ひとり親世帯にあつては、上記金額の2分の1の額になります。